

特定非営利活動法人 YNF 謝金規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 YNF（以下「当法人」という）が主催する研修事業、セミナー事業等において講師、講義等を行う講師に対する講師料、その他謝金についての基本的な基準を定めることを目的とする

(謝金の額)

第2条 謝金単価は、原則以下の通りとし、講師と協議の上決定する。（1回2時間程度を想定）

| 等級 | 金額（税抜） | 区分 |
|----|----------|--|
| A | 50,000 円 | 当該テーマにおける専門性が高い講師で、かつ、講座の全部を依頼する場合 |
| B | 30,000 円 | 当該テーマにおける専門性が高い講師で、かつ、講座の一部を依頼する場合 |
| C | 10,000 円 | 当該テーマにおける専門性の高い講師で、準備負担の少ない形式で依頼する場合（座談会等） |

2 等級の決定および謝金の額の決定は事務局長の決済によるものとする。

3 高額になる場合は理事会の決定を必要とする。ただし、講師側から見積書の提示があった場合はこれに限らない。

(旅費の額)

第3条 旅費は、交通費実費精算とする。実費が高額となる場合は、先方から見積書の提出を要件とする。

(例外事項)

第4条 委託先等、相手先との協議により特に必要と認められた場合は、相手先の意向に合わせた謝金単価基準を用いることができる。その際は見積書の提出を要件とする。

(改定)

第5条 本規定の変更は、理事会の決定を持って行う。

以上

令和5年5月15日制定